

平成28年1月から

成田市

妊婦・乳児健康診査受診票の交換には マイナンバーが必要です！

平成28年1月から、個人番号の利用が開始され、手続きには、**マイナンバーの記載・提示**が必要になりました。
本人・配偶者・同居の親族以外の代理人の方が手続きされる場合は、委任状が必要です。

本人が手続きをする場合に必要なもの

1. 母子健康手帳
2. 転入前の市町村で発行された妊婦・乳児健康診査受診票
3. マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちの場合

マイナンバーカードのみで「個人番号の確認」と「本人確認」ができますので、窓口へお持ちください。

※マイナンバーカードをお持ちではない場合

①個人番号の確認

・通知カード 等



②本人確認(下記いずれか一つ)

・運転免許証
・パスポート
・療育手帳
・精神障がい者保健福祉手帳
・在留カード
・特別永住者証明書
・身体障がい者手帳



<お問い合わせ先>

成田市健康増進課

TEL:0476-27-1111

FAX:0476-27-1114

MAIL:kenko@city.narita.chiba.jp